

# 第 I 章

## 人権学習におけるワークショップ



人権アクトイン栃木下都賀地区集会より

### 第 I 章 の 構 成

I -1 ワークショップとは？

I -2 ファシリテーターとは？

I -3 なぜ、人権学習にワークショップなのか

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の1つとして取り上げています。各種施策を通じて、人権学習の一層の充実を図っていく必要があります。その際、人権学習においては、単に人権

問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められています。

そこでここでは、効果的な人権学習の手法の1つであるワークショップの概要について紹介します。

## ワークショップとは？

ワークショップとは、元来、「工房」「共同の作業場」を意味する言葉で、様々な場面で使われていますが、現在は共同で何かをつくり出す作業そのものも指し示すようになってきています。ワークショップとは、単に知識や情報を発表し合うというのではなく、学習者一人一人が自らの知識や体験をもって積極的にかかわるスタイルをいいます。

ここでは、ワークショップとは何か、そして、そのねらいや構成について説明します。

## ワークショップって何？

## ○概要

ワークショップ（workshop）は、教える側と教えられる側の関係で学ぶ研修会ではなく、参加者が積極的に他者の意見や発想から、“気づき”、“学び合い”最後に皆で自らの“ふりかえり”をするという、研修の過程での学びを大切にします。問題解決を図ると共に、知識や技能（スキル）、態度を身に付けられるという特徴があり、学習者が主体的に参加することで、自ら納得し、意欲が喚起され態度や行動につながる手法です。

研修人数は30人程度が望ましいとされています。グループでの活動が中心になりますが、個人で考えたり、作業をしたりする時間も組み合わせて行います。

研修テーマ・内容・進行管理は、ファシリテーター（進行役）が作り上げたプログラムに従って、アクティビティと呼ぶ、1つのまとまりのある活動を複数組み合わせ、テーマに沿った学習内容を深めたり、広げたりしながら研修します。

## ○使われる手法

ゲーム、シミュレーション、ロールプレイング、フォトランゲージ、ディベート、ブレインストーミング、カード分類法、ランキング、バズ・セッション、フィールドワーク、レクチャー等の多様な学習形態を組み合わせることで、学習者が受け身にならないように工夫します。また、実施する際には効果的に各手法を組み合わせる行うことが大切です。

## ○研修時間

「アイスブレイキング（学習者の心をほぐす導入部分）」から始まって、まとめの「ふりかえり」まで、いくつかのアクティビティを実施するためには2～3時間程度必要です。

## ○心地良い会場づくり

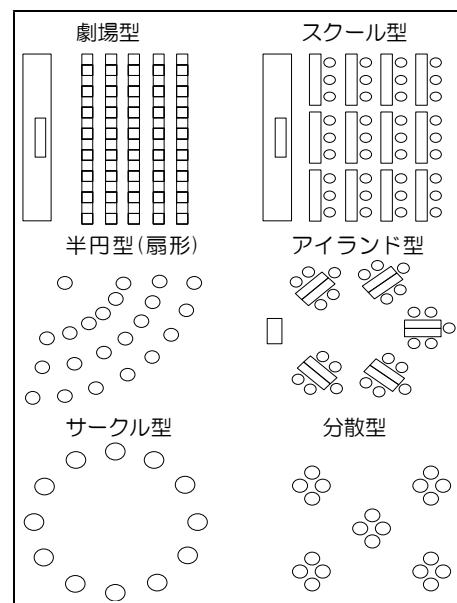
- ・講座の内容や学習者に配慮して、会場を設定します。  
＜和室、洋室、ホール、多目的室など＞
- ・学習者に応じた室内環境を整えます。  
＜室内温度・湿度、明るさ、掲示物など＞
- ・机・椅子の配置は、内容に合わせて配置します。  
(右図参照)

## 《会場レイアウトの例》

開閉会式…劇場型、スクール型  
グループ作業…アイランド型  
全体の活動…サークル型、分散型  
レクチャー…スクール型、半円型（扇形）  
ふりかえり…サークル型

- ・ワークショップを実施する場合は、十分な活動スペースを確保します。

参考 『「ファシリテーション革命」参加型の場づくりの技法』  
中野民夫 岩波アクティブ新書 2003



## ワークショップの特徴と課題

ワークショップは、学習者が共同して問題を多面的に分析する過程や気づきを共有していくことに特徴があるといえます。

具体的には、次のようになります。

- 学習者が学びの主体として参加します。
- 学習者の「気づき」や経験を大切にします。
- 学習者が自己表現しやすい学習環境や雰囲気大切にします。
- 学習者の「気づき」を基に、学びを共通のものとし「築き」あげていく過程を大切にします。
- 学習を促進する効果や学びに対する満足感が得られます。



しかし、ワークショップには、次のような2つの大きな課題があります。

- ワークショップが単に楽しかった、おもしろかったで終わってしまう可能性があることです。実践意欲につながるよう、ワークショップのねらいを明確にすることが重要です。
- ワークショップによる学びや発見は、独りよがりの理解にとどまってしまう可能性があります。ふりかえりによって、学習者同士で学習効果をわかちあい、共有することが重要です。

このように、ワークショップは参加・体験によって触発された興味と主体的に学ぶ姿勢が有効に機能するかどうか重要なポイントとなります。

## ワークショップのねらい

### 「気づき」から「行動」へ

ワークショップには、2つのねらいがあります。1つは「気づき」であり、もう1つは「行動」です。

さまざまなアクティビティで得られた「気づき」から、ふりかえりの段階で自分自身の行動を見直し、今後どのような「行動」ができるかなど、学習者同士が考え、話し合い、励まし合うことが大切です。



講義型の学習は、講師がもっている専門的な知識を学習者に伝達していくという形になっています。まとまった知識や体系、事実などを伝達していく場合にはこの方法が効率的です。

## ワークショップで学ぶよさ

ワークショップでは、結果よりも学習の過程、つまり学習者同士のコミュニケーションを大切にする学びから、知識や技能（スキル）、態度の習得を重視しています。特に、興味・関心もてる、自分の知識を活用できる、一人一人を尊重できる、積極的に発言ができるなどの利点から、態度や行動の変容等について、その効果が認められています。

ワークショップは、学習者が、文章を書いたり発表したり互いに話し合ったりする場面がたくさんあります。学習者が、受け身で参加するスタイルではなく、一人一人が自らの知識や体験をもって積極的にかかわる手法です。



- 「気づき」：ワークショップでの体験及びグループ討議を通じて、自分自身及び他者の多様な個性、価値観を知り、問題の所在に気付くことができる。
- 知識・理解：人権教育・啓発の基本の理念や概念について、学び、理解することができる。
- 態度・意欲：問題解決の態度、意欲を身に付けることができる。
- 技能：一人一人の分析的思考、批判的思考などの思考の過程や、自分のことについて伝えること、コミュニケーション、協力して問題解決するための技術など、人間関係上の技術を身に付けることができる。

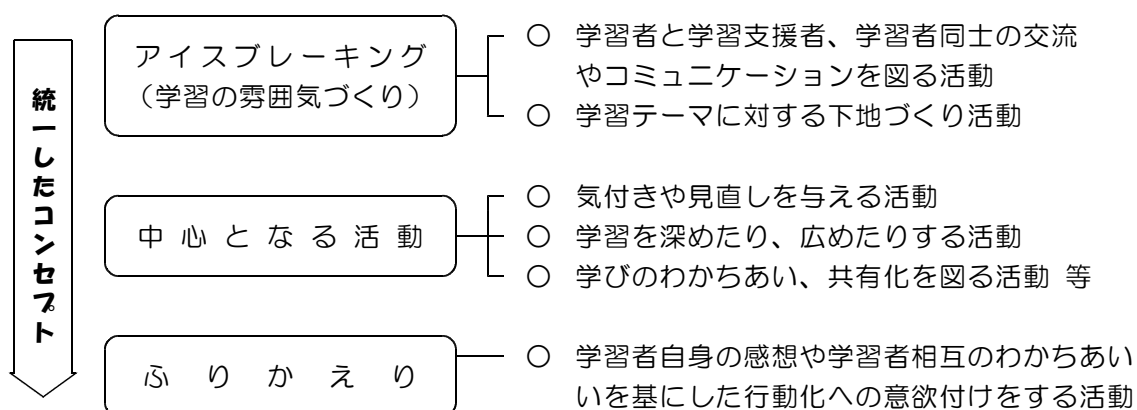
参考 『参加型人権教育・啓発ガイドブック ワークショップ気づきから行動へ』財団法人 人権教育啓発推進センター 1997

## ワークショップの3つの構成要素

ワークショップのプログラムは、統一されたコンセプト（概念・考え方）の基に、学習者に対する雰囲気や下地づくりをする**アイスブレイキング**（導入）と、学習者の気づきや発見、学びのわかちあいや共有化を図ることによって、学習を深めたり広めたりする**中心となる活動**（展開）、そして、学習者相互のわかちあいを基に行動化への意欲付けをする**ふりかえり**（まとめ）の3つで構成されます。

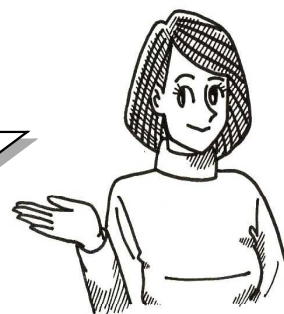
ワークショップの3つの構成要素とそれを貫くコンセプト

（○は、一つ一つのアクティビティを示しています。）





3つの構成要素は、話を聞くだけでといったような受け身の学習だけではなく、学習者の主体的な学習を促進するための学習活動で構成されます。大切なことは、これらのすべての活動が、コンセプトに基づいて組み立てられていることです。まず、**アイスブレイキング**では、開かれた雰囲気をつくるのが大切です。学習者が互いに心をほぐして話し合えるようなアクティビティが良いでしょう。最初は皆とても不安です。不安な心をやさしく包むことが大切なのです。また、**ふりかえり**では、一人一人の学習過程を「ふりかえる」ことと、自らの変容を共有する「わかちあう」ことが大切です。「わかる」から「かわる」へ、「気づき」から「行動」への変容がポイントです。



## 「参加型学習」のイメージ

### 【方法】

- 学習者の主体的な参加が基本
- 学習者が経験から主体的に学ぶ方法
- 学習者とファシリテーターとの対等な関係の中で進められる
- 学習者の行動と発見を軸に進められる
- 学習者間の対話や交流を核とした相互学習で、相互作用による学び方を重視した方法
- 「気づき」や「ふりかえり」を重視

### 【社会との関係】

- 現実の問題に向き合い、自らが課題解決の主体となることを目指す
- 生涯学習社会、市民社会を形成する担い手となる「社会参加力」をはぐくむ
- 「気づき」を入口にして自らの行動変容と社会参加を促す
- 社会の中での対等で豊かな関係を築く
- 参加型の組織や社会の形成を促す
- ネットワーキングの発展につながる
- 社会に対する責任の力を形成

## 参加型学習

### 【技能】

- 多様な価値観に対して公平に接することのできる技能
- 他者の意見に真摯に耳を傾け、信頼関係を築いていく技能
- 一定の立場にとらわれることなく、自由に発想し、発言し、合意形成へと導く技能
- 問題をありのままに受け止めることのできる感性や態度
- 学習者自らが課題を立てて、解決に向かって、必要な能力を高めていく技能

### 【注意すべき点】

- 楽しさを重視するあまり、単なるゲームに終始する
- 全体の流れを考えるとなく、講義だけではつまらないからという理由だけで取り入れる
- 教室、会場の中だけの「参加」で、社会との関係が視野に置かれていない
- 権威主義的な、強制的な参加の押しつけ
- ファシリテーター（進行役）が結論を指示誘導して、学習者の考えを無視する
- ストレス解消のガス抜きとして利用する
- 現実の行動につながらない  
(系統的知識の吸収には向かない方法である)

参考 『生涯学習支援のための参加型学習のすすめ方ー参加から参画へー』

廣瀬隆人、澤田実、林義樹、小野美津子 著 ぎょうせい 2000

## 人権学習におけるワークショップ ファシリテーターとは？

民主的な雰囲気の中で学習者が居心地良く、自由な発言ができることが大切です。そのためには、進行する人の技術やしぐさ、それに小道具などが重要な要素になってきます。また、始まる前の会場設営や雰囲気づくりも大切です。ここでは、ワークショップを進行する人の役割や留意点、ワークショップが始まるまでの会場設営や雰囲気づくりなどについて説明します。

### ファシリテーターって何？

ワークショップを進行する人を**ファシリテーター**と呼んでいます。ファシリテーターの意味は「促進者」ということで、開放的な学習の雰囲気づくりに心掛け、学習者の主体性を尊重し、特定の方向に意見を導かないように、学習者の学びを促す役割をします。

### ファシリテーターの役割・留意点

#### 役割

##### 企画する段階では

##### ○ プログラムを組み立てる

学習者の構成やニーズを考慮に入れ、ねらいに合ったアクティビティを組み合わせながらプログラムをつくります。

##### 導入の段階では

##### ○ オリエンテーションを実施する

これから行う学習の方向付け、動機付けの活動を進めます。

##### ○ アイスブレイキングを進行する

体を動かしたり、ふれあったりすることで学習者の緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくります。



##### ○ グループ分けをする

学習者の数から、グループ数や1グループの人数を決めて、グループ分けをします。

#### 留意点

- 1 会場、学習者の構成等は事前に把握しましょう。
- 2 新たな発見や気づきが生まれるものにしましょう。
- 3 一人で考え、まとめる時間を確保しましょう。
- 4 グループで話し合う場を設定しましょう。
- 5 全体の中で発表やわかちあう場を設定しましょう。
- 6 ふりかえりの時間を必ず設定しましょう。

学習者の反応を見ながら緊張をほぐし、学習に対する興味を与えていくように進めましょう。

##### オリエンテーションのOARR（オール）

- Outcome** ねらいや成果、ゴールイメージ、目的地
- Agenda** 次第、項目、プログラム、内容、時間
- Role** スタッフの役割、学習者に期待する役割
- Rule** 携帯電話や喫煙などに関するルール

- 1 笑顔でふれあうことができる活動にしましょう。
- 2 ゲーム感覚の活動なども取り入れましょう。
- 3 中心となる活動と関連するもので実施しましょう。
- 4 何でも言える、何でも受け止めてくれると感じられる雰囲気をつくりましょう。

- 1 性別、年齢、所属、居住地等に配慮しましょう。
- 2 目が行き届くよう5～7グループにしましょう。
- 3 1グループは4～5人で設定しましょう。

## 役割

## 留意点

### 展開の段階では

#### ○ 時間管理と全体の進行をする

気付きから行動につなげる展開を大切に  
して、時間配分を考えながら進行をします。

#### ○ 学習者の学びを促進する

学習のねらいを明示し、学習者の主体性を  
引き出します。また、正確な情報を提供しま  
す。



- 1 親しみやすい言動に努めましょう。
- 2 活動内容は、学習者の反応等によって変化します。  
状況に応じて柔軟に対応しましょう。
- 3 時間配分は、学習者の様子で柔軟に対応しまし  
ょう。しかし、終了時間は必ず守りましょう。

- 1 視線、表情、身ぶり・手ぶり、学習者との距離等、  
学習者に合わせて工夫しましょう。
- 2 自分の考えや先入観を学習者に押しつけないよ  
うにしましょう。
- 3 不適切な発言があった場合には、ファシリテー  
ターが正すのではなく、学習者に戻して考えてもら  
いましょう。
- 4 学習者の気持ちの変化等に注意し、気付きや活  
動の妨げになるような指示は慎みましょう。
- 5 常に全体を見回して、各グループの様子と活動  
の状況を把握することに努めましょう。
- 6 グループ内で、全員が考えを出し合えるよう  
に助言しましょう。

### ふりかえりの段階では

#### ○ 学習者のふりかえりを促進する

学習者がこれまでの学習をふりかえり、気  
付きや発見、深められた認識の整理をする活  
動を進行します。



- 1 一人一人の考えや価値観を理解し、結論付けず学  
習者と共に学ぶ姿勢をもちましょう。
- 2 ふりかえりシート(カード)なども活用しましょう。
- 3 ふりかえりシートは、学習者自身の学びの成果な  
ので集めないようにしましょう。
- 4 他の学習者と学びの共有するをする機会をつくり  
ましょう。
- 5 ふだんの生活に活用していけるよう助言しまし  
ょう。

### 実施後の段階では

#### ○ 評価を実施する

ねらいが達成できたか、プログラムは適切  
であったか、積極的な意見交換ができたかな  
どの観点から評価を行います。

- 1 事前、中間、事後等、評価の時期を考えて実施し  
ましょう。
- 2 自己評価、学習者評価、第三者評価等、評価の対  
象を考えて実施しましょう。
- 3 「企画 Plan →実施 Do →確認 Check →行動  
Action」のサイクルに沿って評価を積み重ね、より  
良いプログラムへと進化させましょう。

ファシリテーターの役割と留意点は体験的に一つ一つ体得していくことが求め  
られますが、最終的に土台になるのは、「熱意」と「心」です。「技」だけに頼  
るワークショップにならないよう「あなたらしさ」を出しましょう。



## ファシリテーターのしぐさ

スムーズな進行や話しやすい雰囲気づくりには、うなずきや相づち等、学習者を受容するファシリテーターのさりげないしぐさが重要になります。

### ○ 話しやすい雰囲気づくり

- まずは、ファシリテーターが心を開く
- 笑顔で気軽に話しかける
- 腕組みはしない

### ○ 学習者の言いたいことを共感しながら聴き出す

- 学習者の目を見て、うなずきながら、ひたすら聴く  
「うん、うん」「はい、はい」
- 相づちを打ちながら聴く  
「あーそうなんだ、なーるほど」
- 復唱しながら聴く  
「〇〇なんですね」

### ○ 学習者に手を差しのべる

- 学習者が困っているときに・・・
- 学習者が黙っているときに・・・（活動に参加しない権利も尊重する）
- 学習者が話すきっかけがつかめないときに・・・（話の切り口を差しのべる）



このようなしぐさは、学習者の言いたい真意をくみ取り、受け入れる気持ちで接していれば、自然に身に付いてきます。

## ファシリテーターの小道具

（必要に応じて準備しましょう！）

### ○ 飲み物等（あめ、お菓子、みかんなど）

リラックスした雰囲気の中で活動できるよう、お茶、コーヒーなどの飲み物を用意しましょう。

### ○ テーブルクロス

明るい色のテーブルクロスを1枚掛けてみるだけで、場の雰囲気がぐっと明るくなります。

### ○ 付箋紙

貼ってはがせるのりが裏の一片に付いたものが良いでしょう。

### ○ 模造紙

方眼模造紙が便利です。縦横に薄くガイドラインが入っているもので、文字や線を書くときに便利です。A4判の大きさにミシン目が入っていて折りたためるものもあります。

### ○ 水性マーカー

裏写りしないものを使いましょう。油性だと臭いで気分が悪くなる人も出てきます。

### ○ ベル等（ダックコール、キッチンタイマー、ストップウォッチなど）

時間の合図に使います。会場の雰囲気を和らげるような音が出るものが良いでしょう。

### ○ おもちゃのマイク

和やかな雰囲気での発表ができるように使います。

### ○ 貼ってはがせる接着剤等（マグネット、セロハンテープなど）

どんな場所にも掲示物を貼ってはがせる接着剤です。

## コラム（体験談）

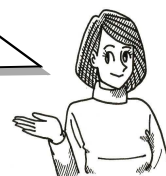


### ○ 初めてのファシリテーター

（親学習プログラムモデル事業より）

始まるまでは、本当に私にできるのだろうかと緊張していました。アイスブレイキングが終わるころには、私自身の緊張も少しほぐれ、周りの様子を見ながら、進行することができました。上手とはいえませんが、楽しく進行できたかなと感じています。「習うより慣れろ」と言いますが、全くその通りだと思いました。

誰でも最初からうまくファシリテーターが務まるわけありません。最初の一步を踏み出すのは勇気があることですが、「最初の失敗」を恐れず経験することこそ、「心」が伴ったファシリテーターへの第一歩となります。





## 人権が尊重された雰囲気や場づくり

県教育委員会で示している人権教育の3つの内容の1つとして「人権が尊重された雰囲気や環境をつくる」ことがあります。人権が尊重された雰囲気や場をつくることにより、学習者の学習意欲を喚起すると共に人権意識を高めることにもつながります。

### ○ 学習者を思いやる心で場を満たしましょう。

#### ○ 室温、湿度、明るさ

学習者の年齢や性別などによって快適な室内環境は変わってきます。その時の学習者に合った快適な室内環境を整えましょう。

#### ○ BGM、花

何気ない音楽や花などが学習者の心を和ませ、スムーズに学習活動に入ることができます。

#### ○ 掲示物等

会場や受付場所を分かりやすく表示しましょう。また、人権ポスター等を掲示して、人権について学習する雰囲気をつくりましょう。

もてなしの心で学習者を迎えましょう。ただし、過剰な接待や演出は学習者にとって、かえって負担になることがあります。さりげなく手間をかけましょう。



### ○ 学習者一人一人の状況をイメージして、誰もが参加しやすい場にしましょう。

#### ○ 障害者（どんな障害があるかによっても異なりますので細心の注意が必要です。）

##### ・ 車椅子利用の学習者の場合

通路や会場のバリアフリー化、座席の配慮、多目的トイレの整備された会場の選定  
学習者が運転する場合は駐車場の確保

##### ・ 視覚や聴覚に障害がある学習者の場合

音声案内、誘導員の配置、字幕入りの視聴覚教材の使用、手話通訳者の配置、絵などによる分かりやすい案内表示

##### ・ 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）同伴の場合

席や広い空間の配慮、他の学習者の理解

#### ○ 高齢者

##### ・ 大きな文字で見やすい資料

##### ・ カタカナの言葉や略語は分かりやすい言葉で

#### ○ 育児中の人

##### ・ 託児室（託児ボランティアの配置）、授乳室

##### ・ 親子ブースの設置

#### ○ 外国人

##### ・ 漢字にふりがな、通訳者の配置



上記以外にも、様々な状況の学習者がいます。可能な範囲での支援を考えておくと良いでしょう。

### ○ 学習者が対等だと感じられる場をつくりましょう

#### ○ 平等の関係

学習者同士で上下関係が生じる原因になる、年齢、肩書き、職業を問わないようにしましょう。

#### ○ 演台をおかない

ファシリテーターと学習者は上下関係にならないので、演台の上から指示をすることは基本的にないと思っていた方が良いでしょう。

#### ○ 名札の工夫

ファシリテーターも主催者も学習者と同じものを付けるようにしましょう。ファシリテーターに特別な名札は必要ありません。

## 人権学習におけるワークショップ

### なぜ、人権学習にワークショップなのか

ワークショップは、対等な関係での双方向のコミュニケーションや学び合いの過程を大切にする学習スタイルです。人権教育における育てたい能力・態度・技能と深く関連します。

ここでは、ワークショップが、人権学習に取り入れられたわけや栃木県における取組について説明します。

人権教育



#### ワークショップが人権学習に取り入れられたわけ

##### 各種法令、答申、意見具申より（一部要約）

#### ◆人権擁護推進審議会答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について）（平成11年7月29日）

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者の意欲が減退しているなどの問題も指摘されている。そこで具体的な展開においては、参加型学習などの体験活動や身近な課題等を取り上げるなどの日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように創意工夫していくことが考えられる。

学校教育においても、人権教育が推進されているが、児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなど指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

また、人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

#### ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日）

国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。（第3条）

#### ◆地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）（平成13年10月3日）

本県のこれまでの取組は、教材・資料の作成、研究学校及び研究推進地域指定事業、各種研修会など着実な成果を挙げてきたといえる。また、「雲が晴れた日」等の制作や視聴覚教材の整備、研修における参加体験型学習の導入など、人権感覚を磨き、人権意識を高めるこれまでの取組により、児童生徒をはじめ県民の人権・同和問題に関する意識が高まり、特に若い世代を中心にかなりの成果がみられる。

しかしながら、様々な人権問題について、知識・理解の面で依然として地域差がみられたり、一人ひとりが自分の立場で問題解決のために努力しようとする意欲が不十分であったり、他人の人権を侵害していることに気づかずに日常の生活を営んでいるといった人権意識の低さ等の問題もみられる。

#### ◆人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを開発し提供していくことが重要である。

指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

#### ◆人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕（平成18年1月）

##### ○人権感覚を育成する指導方法等の工夫・改善

人権実現のために必要な価値・態度及び諸技能を構成要素とする人権感覚は、単に言葉で教えることができるものではない。児童生徒が主体的に関与し、参加し、体験することを通してはじめて身につくものである。このような能力や資質を育成するためには、自分で「感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習が必要である。

##### 『参加的な学習』

学習の課題の発見や学習内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを通して、他人の意見を傾聴し、他人の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。これは教育一般についてのみならず、人権教育の実践においても実証されてきているところである。

##### 『体験的な学習』

人権教育や人権啓発において参加体験型学習という名で様々な手法が普及している。特に、人権感覚の育成という文脈で考える時、体験的な学習の方法化が求められる。つまり、単に何かを体験することが効果的に実を結ぶようなプログラム化が必要である。

##### ○効果的な教職員の研修等の取組

研修方法としては、全体研修、グループ別課題研修、個別課題研修などが考えられる。方法については、研修目的に応じ適切に選択すると共に、場合によっては、相互に補完しながら研修を進めることが望ましい。また、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法など多様な手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク）を組み合わせるなど工夫が望まれる。

人権尊重の理念を確実に身に付けるためには、いわゆる「参加体験実技研修会」などが有効である。一例として、ファシリテーター（学習促進者）による実技研修が挙げられる。具体的な手順としては、体験的な学習の指導者としての指導力・実践力の向上を図ることを目的とする講義「人権教育と参加体験型学習について」を実施した後、学校生活の場で実際に活用できる指導力・実践力の向上を図るためのグループ研修を設定することが考えられる。

※人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕は、学校教育における人権教育について述べられています。

県教育委員会では、平成9年度から全国に先駆けて、ワークショップを取り入れた研修会等を実施しています。また、同和教育から人権教育に移行した平成14年度からは、人権に関する社会教育指導資料（じんけんガイドシリーズ）を発行しています。



## 成人学習者の特性から

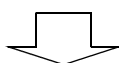
### 【成人の学習者の特性】

- 自己管理的、自己中心的です。
- 蓄積された経験を学習資源とします。
- 即効的な学習の成果を求めます。
- 自己に対する過小評価、恐怖心とプライドがあります。
- 学習イメージ、学習スタイル、参加動機が多様です。



### 【そのために】

- 学習者がこれまで経験したことや学んだことを尊重し、意志決定できる場面を設定しましょう。
- 分からない、できない、という恐れや不安があることを理解し、プライドや人間としての尊厳を大切にしましょう。
- 気付きやふりかえりを大切にしましょう。



### 【つまり】

- 成人の学習者の特性から、ワークショップは有効な学習方法の1つと考えられています。
- ワークショップは、学習者が主体的に学習し、学習者の意志決定が尊重されます。
- グループでの話し合いなどでは、学習者の経験や知識を引き出しながら学習が展開されます。



成人の学習者の特性から、ワークショップが有効な学習方法の1つと考えられます。

ワークショップは、学習者が主体的に学習し、学習者の意志決定が尊重されます。また、グループでの話し合いなどでは、学習者の経験や知識を引き出しながら学習が展開されます。例えば、人権学習において「人権」や「偏見や差別」といったものを扱った場合にも、学習者の経験を生かしたり体験を通したりして効果を挙げています。さらに、成人の学習者は、不安とプライドをもって学習に参加しています。学習が始まる時には、受容的な雰囲気や環境をつくる工夫も大切です。また、各種のワークショップの手法を取り入れながら、学習内容や学習者の特性に応じて学習方法を選択することが望まれます。

## 人権学習としてのワークショップとは

学習者自身が人権に関する自らの知識や体験をもって様々なアクティビティに積極的に・主体的にかかわり、学習者相互の気付きや考えを共有しながら、実践的に人権意識を高め、日常生活における行動化への意欲や技能（スキル）の向上を目指す学習活動



## ワークショップの効果

学習者は、「こうしなさい」と指示されたり、一方的に教え込まれたりすると、反発をしたり、不安になったりし、理解していても具体的な行動につながらないことがあります。人権学習においては、学習者自らが主体的に学習に参加し、日常生活に生かせる力を身に付け、行動に移す意欲付けをすることが重要です。

ワークショップを取り入れることによって、学習者が人権問題を自分のこととして考え、自分自身で気づき、態度や行動につながるなど、大きな効果が期待できます。

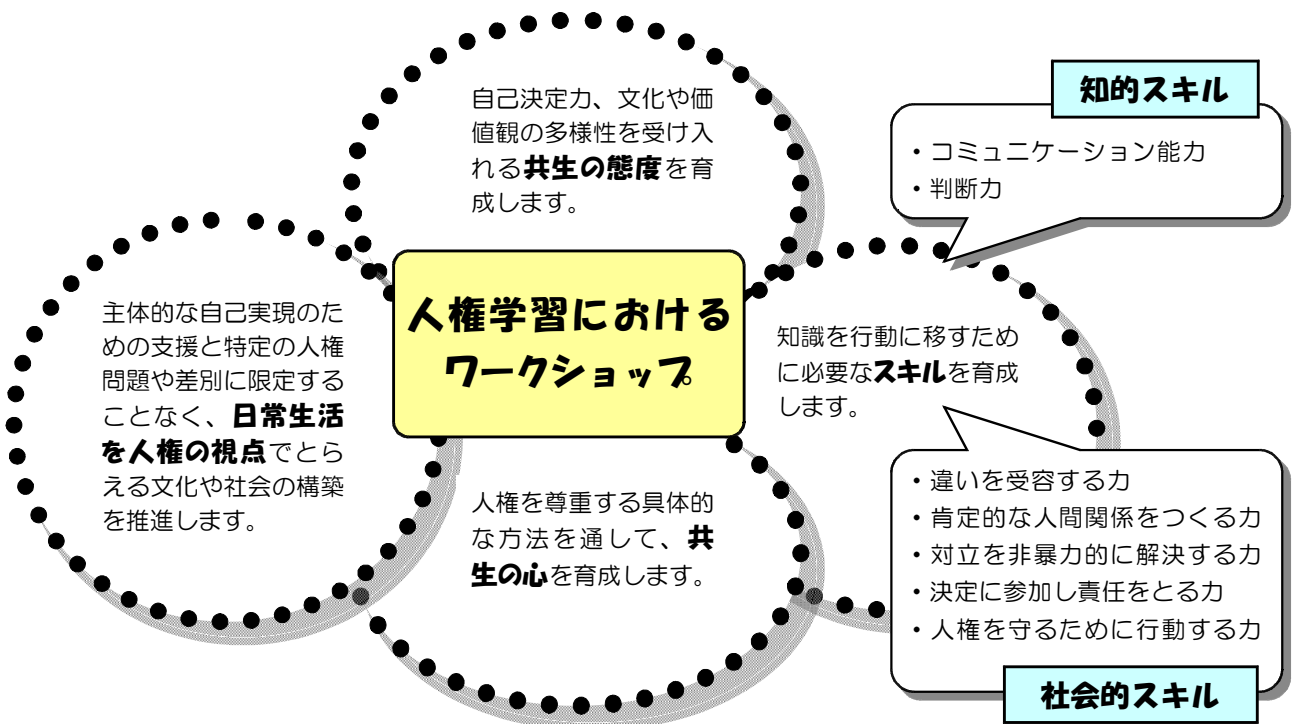
ワークショップは話を聞くだけの学習ではなく、学習者同士の学び合いやコミュニケーションを大切にする学習です。一人一人が大切にされた雰囲気の中で学習が進められます。**私もあなたも学びの主人公**。だから、学習に対して満足感や充実感が得やすくなります。

また、ワークショップでは答えは1つではありません。「共生の心」の醸成を目的に自由な発想やいろいろな考えを出し合うことが大切です。このような人権にかかわる活動や他の学習者の答えにふれることで、**ふだん意識していない自分に気付いたり新たな発見ができたります**。そして、これらの気づきを基に学習を進めていくところに楽しさがあります。

さらに、学びの主人公として活動することや学習者同士の学び合いから、**日常生活に生かせる具体的な人権の技能（知的スキル・社会的スキル）や態度を身に付けることができます**。



参考 『ワークショップのススメー社会同和教育指導資料ー』 栃木県教育委員会事務局生涯学習課 H12.3



参考 **知的スキル・社会的スキル**は、『学校における人権の教育と学習に関する勧告』 ヨーロッパ評議会 1985

## 人権教育を進めるに当たって

ワークショップは、学習者自身が自らの知識や体験をもって積極的にかかわり、それぞれの考えを生かし合いながら、様々なアクティビティを通して、体を動かし、状況を体感し、自己を表現しながら学び合う学習スタイルです。対等な関係での双方向のコミュニケーションや学び合いの過程を大切にします。

「人権教育のための国連10年」を定めた国連総会の決議では、

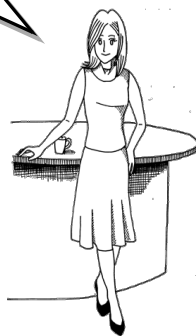
人権教育は、単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をすべての社会で確立するため、生涯にわたってその方法と手段を学ぶことである。

と述べられています。

このように、人権教育を生涯学習の観点から幅広くとらえる必要があります。そして、人権という普遍的文化を世界に築き、社会のすみずみまで人権をしっかり根付かせていくことが大切です。

また、人権教育を具体的に進めていくには、右のように人権教育を総合的にとらえていくことが必要です。

人権感覚は、人から話を聞くことや書物を読むだけでは育成されません。いくら差別の実態を繰り返し学習しても、豊かな人権感覚が心の中に育っていなければ、解決の実践に踏み出す人権意識は高まっていきません。そのためは、人権を**実感としてとらえる学習**が重要となります。自らの生き方をふりかえる学習として**ワークショップ**が有効です。



## 人権教育をとらえるために

### 人権についての教育

Education on/about Human Rights

「人権とは何か」について学ぶこと。人権を守り育てていく人間を育成していくために、人権についての基本的考え方、実現させるための方法。

### 人権としての教育

Education as Human Rights

教育を受けることそのものが人権であり、様々な理由から教育の機会を奪われてきた人々に対して教育を保障すること。

### 人権のための教育

Education for Human Rights

何のための人権教育かという目的が明確であること。人権を守り促進する社会や個人を育てるため、人権擁護・確立に向けた主体的な力となる態度や技能を身に付けることが大切となる。

### 人権を通じての教育

Education in/through Human Rights

人権教育は、その学習過程そのものも人権が守られた状況の中で展開されるべきであるということ。教育に参加するすべての人たちの人権が尊重される環境と雰囲気づくりが大切となる。

参考『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』  
人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会 2002

## 人権という普遍的文化を築くために

- ◆ 「わたし（自己理解）→あなた（他者理解）→わたしたち（共生）」というプロセスを大切にする。
- ◆ 知識から価値・態度・技能をはぐくみ、行動に導く。
- ◆ セルフエスティーム、感性からのアプローチ、参加型学習の導入を図る。

参考 『人権啓発への展望』総務庁長官官房地域改善対策室 1996

## 栃木県人権教育基本方針とは

県教育委員会では、平成14年度から「**栃木県人権教育基本方針**」に基づいて、すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目指して、人権教育を推進しています。また、今年度からスタートした「とちぎ教育振興ビジョン（二期計画）」（平成18年度～平成22年度）には、3本柱の1つに「互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指した人権教育の推進を位置付けています。

人権教育を進める上で、栃木県人権教育基本方針で述べられている基本的な考え方を理解することが大切です。



### 栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会  
平成13年11月6日決定  
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立つて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

### 人権尊重の理念とは

自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方ととらえる。

### 人権尊重の精神の涵養とは

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことである。

### 生涯学習の観点に立つとは

人権教育の推進は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、思いやりに満ちた差別のない明るい地域づくりの視点から行わなければならない。そのためには、人権教育を生涯学習体系に位置付け、生涯各期に合った学習内容と方法、学習の場が工夫されなければならない。

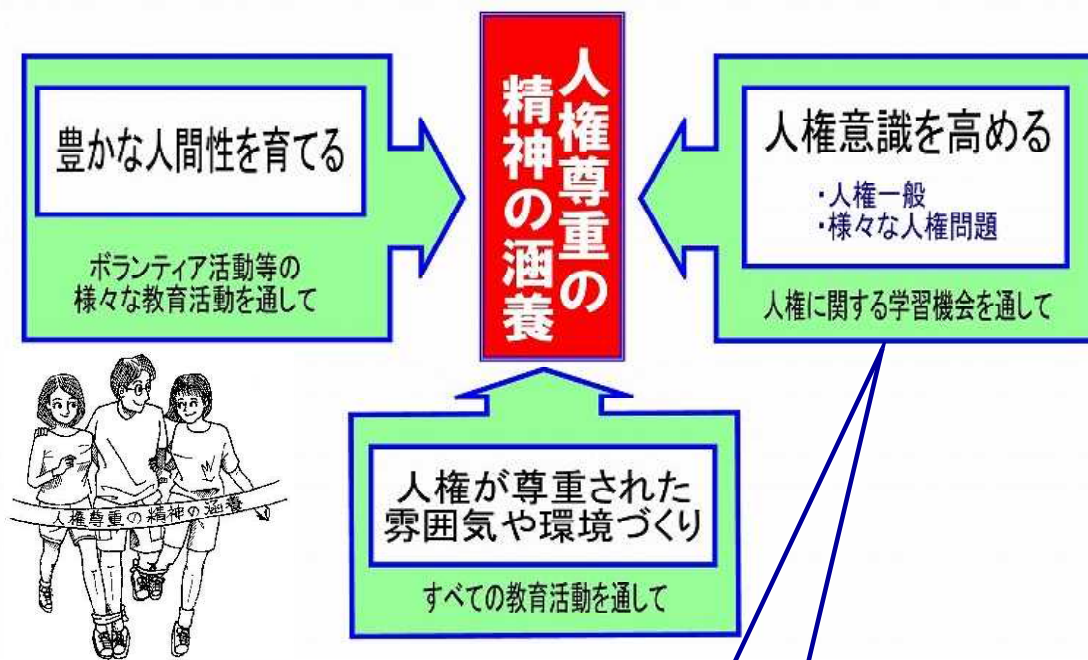
※ 解説のため\_\_\_を付した

## 人権教育の3つの内容とは

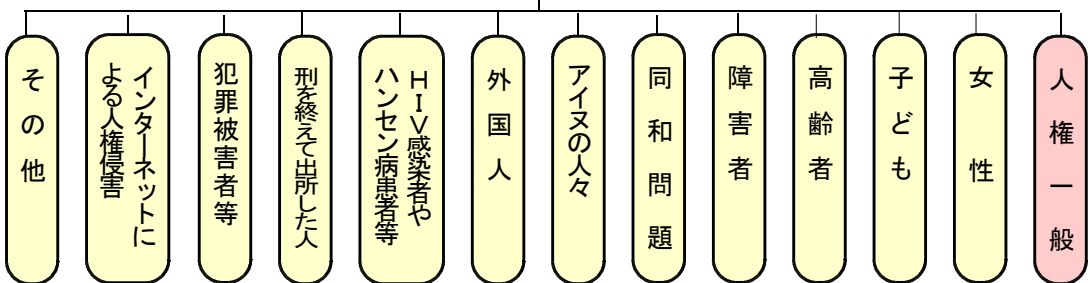
県教育委員会では、学校教育・社会教育それぞれにおいて、推進体制を整備・充実し、指導者の養成と研修の充実を図りながら、教育活動全体を通して、「**豊かな人間性を育てる**」「**人権意識を高める**」、そしてこれらを支えるものとして「**人権が尊重された雰囲気や環境をつくる**」という3つの内容に取り組み、人権尊重の精神の涵養を目的に人権教育を推進しています。



### 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動



### 人権意識を高めるための主な学習内容



社会教育の場面では、この3つの内容についてどのように取り組めば良いのでしょうか？





## 豊かな人間性を育てるための学習

豊かな人間性を育てることは、右の表に例示したような内容を身に付けることであり、社会教育の場面では、**社会奉仕体験活動や自然体験活動、交流活動等の充実**が求められます。豊かな人間性は、すべての事業すべての講座においてはぐくまれるものであり、人権について直接取り上げていない講座においても、**豊かな人間性を身に付けるという視点で事業を実施**することは、人権教育を推進する上で重要なことです。

### 豊かな人間性

- 生命を尊重する心
- 他人を思いやる心
- 正義感や公正さを重んじる心
- 個性を認め合う心
- 自然や美に感動する心 等

## 人権意識を高めるための学習

人権意識を高めるには、**人権一般や様々な人権問題**（P20、21 参照）**についての学習活動**を通して、人権に関する知識や技能（スキル）、態度を身に付けることが大切です。「人権学習」といった場合には、一般的にこの内容を主とした学習を指すことになります。

したがって、この内容については社会教育・生涯学習主管課において予算措置をして、各種講座や事業をしっかりと実施していくことが望まれます。

## 人権が尊重された雰囲気や環境づくり

人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、「豊かな人間性を育てること」や「人権意識を高めること」を支えるものとして、**すべての事業すべての講座において取り組まなければならない**。全職員で人権が尊重された雰囲気や環境づくりに積極的に取り組むだけでなく、職員自らが**人権感覚を磨き、人権意識を高めていく**ことが大切です。

公平に扱われている

より良いかわりがある

情報が守られている

主体的に参加できる

心が通じ合える

自由に発言できる

リラックスできる

認められている

楽しい

居心地が良い

### 【人権感覚】とは

人間だれにも保障されている基本的な人権が、偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったとき、“いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚（センス）”である。

### 【人権意識】とは

豊かな人間性を基盤に磨かれた人権感覚と人権学習で得た知識や技能が一体化し、“人権尊重の意義を理解して偏見を排除し、差別の不合理性を認識できる判断力であり、自身自身で対応しようとする意思”である。

## 様々な人権問題とは

### ○「女性の人権を守ろう」

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として根強く残っています。また、女性に対する暴力の解消も、重要な課題です。少子化や高齢化が進むこれからの社会を担うためには、女性と男性が対等の立場で協力し、責任もわかちあうことが大切です。

### ○「子どもの人権を守ろう」

陰湿で執拗な「いじめ」、親による虐待やネグレクトは、子どもの生命に関わる悲惨な事案が発生しています。また、教師による体罰、児童買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。子どもも一人の人間として最大限に尊重されなければならないということを、大人自身が自覚し、学校、家庭、地域社会が連携・協力し、社会全体で子どもの人権を守らなければなりません。

### ○「高齢者を大切にできる心育てよう」

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、平成 27 年には4人に1人が高齢者になると言われています。高齢者が健康で生きがいをもち、自立した一個人として安心して、生きがいのもてる生活ができるように接していくことが重要です。



高齢者との交流

### ○「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人に対する人々の理解や配慮はまだまだ不十分であり、車椅子での乗車を拒否されたり、アパートへの入居を拒否されるなどの様々な人権問題が発生しています。ノーマライゼーション理念（等しく生きる社会の実現）の一層の定着を図り、障害のある人と障害のない人とが対等に生活し活動できる社会にしていけることが大切です。



盲導犬とのふれあい

### ○「部落差別をなくそう」

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別に基づくもので、今なお結婚問題や就職に際しての差別問題、さらには、差別発言、差別落書きなどの問題もあります。同和問題について正しい理解を深め、一人一人が自らの意識を見つめ直すと共に、自らを啓発していくことが必要です。

### ○「アイヌの人々に対する理解を深めよう」

アイヌの人々には独自の豊かな文化がありますが、近世以降のいわゆる同化政策や文化の伝承者の高齢化に伴い、文化の保存や伝承の重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深め、その文化を維持し、その尊厳を尊重することが大切です。



ムックリの演奏

### ○「外国人の人権を尊重しよう」

国際化時代を迎え、我が国に生活する外国人は急増していますが、言語、宗教、生活習慣等の違いから、アパートなどへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否や就労差別など様々な問題が発生しています。人権に国境はありません。今後ますます国際化が進む中で、外国人のもつ文化や多様性を受け容れ、尊重することが、国際社会の一員として望まれます。

### ○「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

エイズ、ハンセン病を始め、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。問題を真っ向から見つめ、正しい知識や認識をもつ必要があります。

### ○「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職差別や住居等の確保の困難などの問題が起きています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力が必要です。

### ○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者とその家族に対する人権問題としては、直接的な被害のほか、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷付けられたり、私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。犯罪被害者とその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、一層の理解と配慮が望まれます。

### ○「インターネットを悪用した人権侵害はやめよう」

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載、少年被疑者の実名や顔写真の掲載など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が起きています。インターネットを利用する人は、個人の名誉を始めとする人権に関する正しい理解を深めることが必要です。



### ○「性的指向を理由とする差別をなくそう」

同性愛者など、少数派の性的指向の人に対する偏見は根強く、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。性的指向による差別は不当であるという認識をもち、偏見・差別を解消することが求められます。

性的指向・・・性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

### ○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要です。

### ○「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障害者に対する偏見や差別があります。性同一性障害に関する正しい理解を深め、偏見・差別をなくすことが必要です。

性同一性障害・・・生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障を来たす状態をいいます。

### ○「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めると共に、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



## 栃木県の参加体験型学習（ワークショップ）

県教育委員会では、平成 9 年度から参加体験型学習を取り入れた研修である「**人権アクトイン栃木**」を開催しています。この研修は、教える側と教えられる側の関係で学ぶのではなく、学習者が積極的に他者の意見や発想から「気づき」、「学び合い」そして最後にみんなで自ら「ふりかえる」という過程で行われます。

この研修を通して、これまで多くのファシリテーターを養成すると共に、県の参加体験型学習を導入した人権教育の推進に貢献してきました。

生涯学習課では、平成 9 年度から参加体験型学習を中心とした「**人権に関する社会教育指導資料**（P23・巻末カラーページ参照）」を作成しています。



ワークショップは、下記のようにさまざまな研修に取り入れられています。



子どもとの接し方3か条づくり

「親学習プログラム※」モデル事業  
（都賀町「就学時健康診断時の子育て講座」）



ジェンダーチェック

ふれあい学習出前講座  
（大田原市湯津上地区公民館女性学級）



人権ビンゴによる自己紹介

人権アクトイン栃木  
（南那須地区集会）



後出しジャンケンによるアイスブレイキング

人権教育指導者専門研修  
（総合教育センター）

※親学習プログラム：子どもへの接し方、親子のコミュニケーションなどについて、親同士が身近なエピソードなどを基にして話し合い、交流しながら主体的に学ぶ、参加型の学習プログラム



栃木県と国内外の動き

	栃木県教育委員会の動き 栃木県の動き	生涯学習課作成の 参加体験型学習を中心とした 人権に関する社会教育指導資料	国連・国の動き
平成6年12月 (1994)			「人権教育のための国連10年」 決議(1995年～2004年)を採択 (国連総会)
平成9年 7月 (1997)	人権アクトイン栃木 (平成9年度から始まる)		「人権教育のための国連10年」 に関する国内行動計画の策定
平成10年3月 (1998)		社会同和教育指導資料 —参加体験型人権学習の実際— (平成9年度)	
平成11年3月 (1999) 7月		社会同和教育指導資料 —参加体験型人権学習の展開— (平成10年度)	「人権擁護推進審議会答申」 の公表
平成12年3月 (2000) 12月		ワークショップのすゝめ —社会同和教育指導資料— (平成11年度)	「人権教育及び人権啓発の推進に 関する法律」の公布・施行
平成13年3月 (2001)	「とちぎ教育振興ビジョン」 (H13～H17)の策定 (5本柱の1つ：人権を尊 重する教育の推進)	人権学習アイデア集 —社会同和教育指導資料— (平成12年度)	
10月	「地域改善対策特定事業に 係る国の財政上の特別措置 に関する法律期限後の栃木 県同和行政の在り方につい て」(意見具申)		
11月	「栃木県人権教育基本方針」 の決定		
平成14年3月 (2002)		人権学習プログラム集 —ワークショップ活用のアイデア— (平成13年度)	「人権教育・啓発に関する基本計 画」の策定 「地域改善対策特定事業に係る 国の財政上の特別措置に関する 法律」(地対財特法)の失効
4月	「栃木県人権教育基本方針」 の実施(人権教育へ移行)		
平成15年4月 (2003)	「栃木県人権尊重の社会づ くり条例」の施行	じんけん学びガイド —人権に関する社会教育指導資料— (平成14年度)	
平成16年3月 (2004)		じんけん実践ガイド —人権に関する社会教育指導資料— (平成15年度)	「人権教育の指導方法等の在り方 について」[第一次とりまとめ] の公表
6月			
12月			「人権教育のための世界計画」 決議を採択(2005.1.1～)(国 連総会)
平成17年3月 (2005)	「栃木県人権尊重の社会づ くりに関する施策の基本方 針」の策定	じんけん研修ガイド —人権に関する社会教育指導資料— (平成16年度)	
平成18年1月 (2006)			「人権教育の指導方法等の在り方 について」[第二次とりまとめ] の公表
3月	「とちぎ教育振興ビジョン (二期計画)」(H18～H22) の策定(3本柱の1つ：「互 いの人権を尊重し、共に生 きる社会の実現」を目指す 人権教育の推進)	じんけん公民館ガイド —人権に関する社会教育指導資料— (平成17年度)	
	「栃木県人権施策推進基本 計画」の策定		

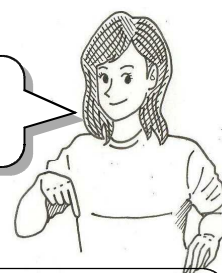
## 人権に関する様々な相談機関

女性、子ども、高齢者、障害者など人権問題に関わる相談機関は県内に数多くあります。

知っておきたい主な相談機関を紹介します。

1人で悩まず、まずは専門家に相談しましょう。

1人で悩まないでね!!  
一緒に考えましょ!!



### ○ホットほっと電話相談

- ・いじめ相談さわやかテレホン（児童生徒専用） 028-665-9999
- ・家庭教育ホットライン（保護者専用） 028-665-7867

### ○教育事務所

- ・児童生徒の教育に関する相談
  - ・「いじめ・不登校等対策チーム」相談専用電話
- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 河内教育事務所 028-626-3183  | 028-626-3184            |
| 上都賀教育事務所 0289-62-7167 | 0289-62-0162（スマイル相談室）   |
| 芳賀教育事務所 0285-82-3324  | 0285-82-5274            |
| 下都賀教育事務所 0282-23-3422 | 0282-23-3782            |
| 塩谷教育事務所 0287-43-0176  | 0287-43-0609（塩谷の安心ダイヤル） |
| 那須教育事務所 0287-43-2177  | 0287-43-2194            |
| 南那須教育事務所 0287-82-2909 | 0287-83-2418            |
| 安足教育事務所 0283-23-1471  | 0283-23-5479            |

### ○総合教育センター

- ・子どもの教育相談 028-665-7211
- ・心身障害児教育相談 028-665-7210

【県教育委員会関係】

### ○児童相談所

- テレホン児童相談 028-665-7788
- 中央児童相談所 028-665-7830
- 県南児童相談所 0282-24-6121
- 県北児童相談所 0287-36-1058

### ○チャイルドラインとちぎ 028-614-3366

- 思春期相談センター「クローバー～ピアルーム～」 028-632-0881 毎週土・日曜日  
メール相談：peerroom1020@rapid.ocn.ne.jp

### ○県精神保健福祉センター 028-673-8785

こころのダイヤル 028-673-8341

### ○栃木いのちの電話 028-643-7830

足利いのちの電話 0284-44-0783

### ○とちぎ女性センター（パーティ相談室） 028-665-7714

### ○とちぎりハビリテーションセンター障害者総合相談所 028-623-7010

### ○とちぎ権利擁護センター（あすてらす） 028-621-1234

### ○宇都宮地方法務局人権擁護課「子どもの人権 110 番 0120-007-110 028-627-3737」

### ○県健康福祉センター

### ○県警察本部（各種電話相談）